

上毛町子育て応援講演会

- 日 時 8月9日(日)開場 13:00 開演 13:30(15:00終演予定)
- 場 所 げんきの杜 多目的ホール
- 講 師 池田 清彦氏(生物学者/早稲田大学教授)
- 演 題 「子どもたちの成長のために今必要なこと」

フジテレビ系「ホンマでっか!?TV」出演でもおなじみの池田先生が子育てについて語ります。



◎入場整理券が必要です(無料)

- 配付期間 7月6日(月)～31日(金) (土・日・祝日を除く) 8:30～17:00
 - 配付場所 子ども未来課、たいへいの里(大平支所)、西吉富コミュニティセンター、唐原コミュニティセンター
- ※数に限りがあります。先着順で一人2枚まで(250席・全席自由)

◎託児あり(無料・要予約)

※利用を希望される方は子ども未来課にお申し込みください。申し込み多数の場合はお預かりできない場合があります。

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

こうげふるさと音楽祭 2015

～げんきの杜にグランドピアノがやってきた!～

- 日 時 8月7日(金) 開場 18:00 開演 19:00
- 場 所 げんきの杜 多目的ホール

- 出 演 新見 準平(バリトン) 前川 彩香(ピアノ) 友枝子ども神楽



- チケット 大人:2,500円 学生:先着50名無料(要事前申込)
- 主 催 ふるさと音楽プロジェクト
- 後 援 上毛町教育委員会

- 問い合わせ先 永野 TEL 090-7297-4808

7月は「社会を明るくする運動」月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪の予防と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次代を担う青少年を非行から守り非行に陥った青少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。豊楽地区では下記の日程で「第65回社会を明るくする運動推進大会」を開催しますので、多くの方の参加をお願いします。

- 日 時 7月31日(金)9:30～
- 会 場 げんきの杜
- 内 容 ・講演 「少年を薬物から守るために」 講師 福岡県警察本部生活安全部少年課 飯塚少年サポートセンター 少年育成指導官 坂田 翠 氏
- ・アトラクション 友枝子ども神楽

- 問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

浄化槽設置整備について

生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。現在、町では設置に対する補助金を下記金額としていますので、年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

■補助金額		
5人槽	600,000円	
7人槽	840,000円	
10人槽	1,200,000円	

農業集落排水事業について

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)で運用されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで112戸、土佐井地区は平成16年4月から138戸のご家庭が利用されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く接続をお願いします。

また、最近タオルなどの異物が施設に流入し、正常な運転に支障をきたす事故が続けて発生しました。適正な利用についてご協力をお願いします。

- 問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

平成27年度上毛町生涯学習講座 「はじめての俳句づくり教室」

自然を詠むことで季節を感じ、日本語の美しさや素晴らしさを学びます。

- 日 時 7月23日(木)・29日(水)・8月5日(水) 10:00～12:00(2時間)《全3回》
- 会 場 たいへいの里(大平支所) 研修室
- 主 催 上毛町中央公民館
- 共 催 上毛町教育委員会
- 対象者 俳句に興味のある町内在住の小学生以上の方
- 定 員 20名(先着順)
- 講 師 尾形 忍 氏(西友枝)※生涯学習サポーター登録者
- 受講料 100円(保険代など)
- 申込期間 7月6日(月)～14日(火)
- 申込方法 教務課・げんきの杜・たいへいの里(大平支所)・西吉富コミュニティセンター・唐原コミュニティセンターの窓口を設置している申込用紙及び受講料を教務課窓口持参してください。

- 問い合わせ先 教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線174)

直売所向け野菜栽培講習会のお知らせ

野菜栽培技術の向上及び品揃えの充実、安全・安心な農産物の増加を図るため、直売所出荷者を対象に講習会を開催しますので、お気軽にご参加ください。これから出荷を予定している方も大歓迎です。

- 日 時 7月30日(木) 14:00～
- 会 場 たいへいの里(大平支所)
- 問い合わせ先 京築普及指導センター TEL 0930-23-4215

介護保険からのお知らせ

8月に平成27年度介護保険料の決定通知書をお送りします。

介護保険料は、平成27年度の市町村民税データをもとに計算して決定しています。決定した保険料の金額は、毎年8月に決定通知書により65歳以上の人に郵送にてお知らせしています。

今年度は、3年に一度の保険料改定の年度にあたり、介護保険に必要な費用をまかなえるよう保険料の基準額が変更されました。

また、所得の高低による負担能力に配慮した保険料とするため、所得の段階を従来よりも増やし、16の区分に分けられました。市町村民税や世帯の状況などによって該当する所得段階を決定する仕組みとなっています。(表参照)

◎納付の方法

■特別徴収(年金からの天引き)

介護保険料の納付は、基本的に年金からの天引きにより行われることとされています。

昨年度から継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から今年の4月、6月、8月に天引き(仮徴収)した分を差し引いた額を、10月、12月、来年2月に年金天引き(本徴収)で納めていただきます。

4月、6月、8月の仮徴収の額は、前年度の2月に年金から天引きされた保険料の額と同額となっています。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は特別徴収年金から天引きでの納付となります。

■普通徴収(納付書等により納付)

今年65歳になった人、福岡県介護保険広域連合に加入している市町村以外から転入した人などは、年金事務所との調整に時間を要しますので、年金天引きの開始が半年～1年後となります。納付書や口座振替で納めている人の納期は、8月から来年3月までの全8回で納めていただくこととなるため、納付書や口座振替などで納付してください。

*口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの給付制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

介護サービス利用者・施設入所されている皆様へ 平成27年8月1日から費用負担が変わります。

高齢化が進む中で、制度を維持するために必要な見直しが行われています。

介護保険サービスを利用している人の費用負担の見直しと併せて、在宅医療と介護の連携や、認知症の人が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進められます。

①負担割合の見直し

一定以上所得のある人は、介護保険サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。

(対象者:一定以上所得者)

- ・収入が年金のみの場合、年収280万円以上の人
 - ・年金収入以外がある場合、合計所得が160万円以上ある人
- ※ただし、同一世帯の65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。

※65歳未満の人及び市町村民税を課税されていない人は対象外です。

②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が、37,200円から44,400円になります。

(対象者)

- ・市町村民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合
- ※ただし、同一世帯内に65歳以上の人がある場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167) 福岡県介護保険広域連合(事業課資格管理係) TEL 092-643-7055

所得段階	対象者	計算方式	年間保険料	
1	生活保護受給者			
	世帯非課税	老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	33,268円
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方		
2	世帯非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
3		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方		
4	世帯課税	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	59,882円
5		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	66,535円
6	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,842円
7		合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	基準額×1.3	86,496円
8		合計所得金額が150万円以上190万円未満の方	基準額×1.4	93,149円
9		合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	基準額×1.5	99,803円
10		合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	基準額×1.6	106,456円
11		合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額×1.7	113,110円
12		合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.8	119,763円
13		合計所得金額が350万円以上380万円未満の方	基準額×1.9	126,417円
14	合計所得金額が380万円以上410万円未満の方	基準額×2.0	133,070円	
15	合計所得金額が410万円以上440万円未満の方	基準額×2.1	139,724円	
16	合計所得金額が440万円以上の方	基準額×2.2	146,377円	

③入所している人の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

非課税世帯の人の場合、食費・部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられていましたが、世帯の中の預貯金などの少ない人に限定されます。

- ・非課税世帯の人とは、世帯全員が市町村民税を課税されていない人を指します。
- ・預貯金など(現金、有価証券なども含む)を、配偶者がいる人は計2,000万円超、配偶者がいない人は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。

※申請の際には通帳の写しなどの提出が必要です。

- ・配偶者が市町村民税を課税されている場合には、同一世帯でなくても軽減の対象外となります。

④入所している人の部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの部屋(多床室)に入所する課税世帯の人は、室料相当の額を負担していただくこととなります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない人が対象になります。
- ※世帯員全員が市町村民税を課税されていない人で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける人の相部屋代は変わりません。
- ・具体的な相部屋代の負担額は、各施設にお問い合わせください。